資料1－1

議題１　私用車の公務使用許可について（刈谷市提出）

市名	回答 （１）私用車の公務使用許可についての規定等
名古屋市	別紙のとおり
豊橋市	私有車公務使用取扱要綱 第２条　公務に使用する私有車は、次に掲げる要件を具備するもので、あらかじめ公務使用私有車登録簿（第１号様式）に登録された車両（以下「登録車」という。）とする。 （１）全国市有物件災害共済会による任意保険の対象となる車両であること。 （２）自動車損害賠償責任保険のほか、任意保険の対人賠償保険金額5,000万円以上及び対物賠償保険金額300万円以上の保険契約を締結していること。（当該職員の運転中の事故に対して適用されるものに限る。） （３）自動車整備基準による自動車検査有効期間内のものであること。 （４）職員本人（配偶者を含む。以下同じ）所有のものであること。または職員本人以外の所有のもので、所有権留保条項付売買契約の買主が職員本人であるもの。 第７条　職員が登録車で公務使用中に起こした事故について、市が国家賠償法（昭和２２年法律第１２５号）第１条又は民法（明治２９年法律第８９号）第７１５条の規定によって損害を賠償する場合は、当該登録車の使用につき、職員に故意又は重大な過失があったときは、市は当該職員に対して求償権を有する。 ２　職員に故意又は重大な過失が無い場合であっても、職員との協議により、当該職員が加入する任意保険から、市が行う損害賠償につき優先的に充当することができる。 ３　事故等により、公務使用中の登録車に損害があった場合（職員に故意又は重大な過失がある場合を除く）、市はその損害（相手方から支払われる額があるときは、その額を差し引いた）を全国市有物件災害共済会による任意保険の範囲内で補償するものとする。
岡崎市	別紙「岡崎市職員に係る自家用車の公務使用に関する取扱要綱」による
一宮市	一宮市職員の所有等に係る自動車の公用使用に関する要綱（別紙のとおり）
瀬戸市	（私用車の要件） 第３条　公務のために利用できる私用車は、次に掲げる要件に適合するもので、あらかじめ公務利用私用車登録簿に登録されたものとする。 ⑴　道路交通法に規定する自動車及び原動機付自転車で、職員が所有又は占有し、かつ、通勤に使用しているもの。 ⑵　道路運送車両法(昭和２６年法律第１８５号)に基づく点検及び検査を受けているもの。 ⑶　運転する職員が、保険金額無制限の対人賠償保険及び保険金額５００万円以上の対物賠償保険(以下「任意保険」という。)に加入しているもの。ただし、原動機付自転車についてはこの限りでない。
半田市	半田市自動車等運行管理規程 (私有自動車等の使用等) 第八条　所属長は、自動車等が使用できず公務遂行上支障があると認めるときは、営業用自動車又は職員の自動車及び原動機付自転車(以下「私有自動車等」という。)を使用することができる。
春日井市	春日井市職員に係る自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱第２条から第４条の通り。 （該当条文が長文のため、別添の要綱をご参照ください。）
豊川市	なし
津島市	津島市職員の私用車の公務利用に関する要綱
碧南市	第３条　職員で私用自動車等を使用しようとするものは、あらかじめ私用自動車等を使用することに至った理由を所管する課等の長（公所等の長を含み、学校職員にあっては校長とする。以下「主管課等の長」という。）の承認を受けなければならない。ただし、災害その他緊急を要する場合にあっては、この限りでない。 ３　第１項の承認を受けることのできる私用自動車等（同項ただし書の場合を含む。）は、次に掲げる保険のいずれにも加入しているものであって、かつ、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に規定する自動車の点検及び検査を受けているものに限るものとする。 （１）　自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第５条の規定による自動車損害賠償責任保険 （２）　保険金額１億円以上の対人賠償及び保険金額300万円以上の対物賠償を内容とする自動車損害賠償保険（以下「任意保険」という。）
刈谷市	刈谷市自動車等運行管理規程 第12条　公務で使用することができる私有車は、次に掲げる要件を具備しているもので、あらかじめ安全運転管理者の許可を受けているものとする。 （１）　職員又は当該職員と生計を一にする親族が所有する（割賦販売の方法により購入し、所有権が留保され、又はリース契約により借り受けている場合を含む。以下同じ。）もの （２）　自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済の契約が締結されているもの （３）　対人賠償及び対物賠償の保険金の限度額が無制限であって、職員本人が記名被保険者である任意保険の契約が締結されているもの

議題１　私用車の公務使用許可について（刈谷市提出）

市名	回答 （１）私用車の公務使用許可についての規定等
豊　田　市	豊田市公用車等管理規程 (私有車の使用) 第19条　所属長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、必要やむを得ないと認めたときに限り、公務のために私有車の使用を認めることができる。 (1)　公用車が配備されていない施設等にあって、他に方法がない場合 (2)　災害その他の緊急用務の処理のために私有車を使用しなければその目的が達せられないおそれがある場合 (3)　その他私有車を使用しなければ公務の遂行に支障を来すおそれがあると客観的に認められる事情がある場合 2　前項の規定により公務のために使用する私有車は、当該所有者以外の職員が運転してはならない。 (私有車の要件) 第20条　前条の規定により公務のために使用する私有車は、次に掲げる全ての要件を満たすものでなければならない。 (1)　自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号。以下「自賠法」という。)第5条の規定による責任保険の契約がなされているもの (2)　前号に定める以外に対人的損害及び対物的損害に係る賠償責任に関し、公用車と同程度の損害保険契約がなされているもの (損害の賠償等) 第21条　公務のために私有車の運行に当たって事故(以下「私有車の事故」という。)が発生し、第三者に損害を与えた場合は、自賠法及び民法(明治29年法律第89号)の定めるところにより市がその責任を負う。この場合において、損害賠償金の支払を要する場合で前条各号に定める保険契約によって保険金の支払を請求できるときは、市は、その権利を行使するものとする。 2　私有車の事故によって当該所有者が損害を受けた場合は、市は、その損害を補償する。ただし、当該所有者に故意又は重大な過失がある場合は、この限りでない。 (公用車に関する規定の準用) 第22条　この章に規定するもののほか、公務のために私有車を使用した場合の交通安全運行管理及び私有車の事故の処理については、公用車の場合に係る相当規定を準用する。
安　城　市	安城市自動車等管理規程 （私有車の使用） 第10条　管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で必要かつやむを得ないと認めたときに限り、公務のために私有車の使用を認めることができる。 （１）　公用車が配備されていない施設等であって効率的に業務を遂行する必要がある場合 （２）　災害等による緊急業務の遂行のため私有車を使用しなければその目的が達せられないと認められる場合 （３）　その他私有車を使用することにより、効率的に公務が遂行されると認められる場合
西　尾　市	西尾市職員の私有車の公務使用に関する取扱要領 第４条　私有車を公務に使用する職員は、あらかじめ私有車公務使用許可申請書（様式第１号　以下「申請書」という。）を所属長（西尾市公用車等管理規程（平成２６年西尾市訓令第１号。以下「規程」という。）第２条第２号に規定する所属長をいう。ただし保育園、白ばら園及び幼稚園にあっては、園長とする。以下同じ。）に提出し、許可を受けなければならない。 第５条　所属長は、次のいずれかに該当するときは、前条の許可をすることができない。 ⑴　申請された車両が、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）に基づく点検をせず、又は検査を受けていないとき。 ⑵　申請された車両について、保険金額無制限の対人賠償保険及び保険金額１，０００万円以上の対物賠償保険に加入していないとき。 ⑶　運転する職員が、運転免許を交付された日から１年を経過していないとき。 ⑷　運転する職員が、現に免許停止以上の行政処分を受けているとき。 ２　西尾市地域防災計画に基づく指定避難所（以下「避難所」という）の配置職員が、避難所の運営に必要な業務のために私有車を公務に使用する場合は、申請書を避難所の実施機関の所属長（以下「避難所の所属長」という。）に提出し、許可を受けるものとする。
蒲　郡　市	別紙のとおり
犬　山　市	犬山市私用車の公務利用に関する取扱要綱 第３条　公務利用できる私用車は、次に掲げる要件に適合するもので、あらかじめ私用車公務利用登録簿に登録された自動車とする。 （1）道路交通法に規定する自動車で、公務利用する職員が所有又は占有し、かつ、通勤に使用しているもの （2）対人賠償額無制限及び対物賠償額５００万円以上の任意の自動車損害賠償責任保険に加入しているもの

議題１　私用車の公務使用許可について（刈谷市提出）

市名	回答 （１）私用車の公務使用許可についての規定等
常　滑　市	（私用車の定義） 第２条　この要綱において私用車とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第３条に規定する普通自動車で、職員又は職員と生計を一にする親族が所有するもの（割賦販売法（昭和36年法律第159号）による割賦販売等で購入し、所有権が販売者に留保されているものを含む。）をいう。 （承認の基準） 第３条　所属長は、次のいずれかに該当する場合には、所属職員が私用車を公務に使用することを承認することができる。 （１）　災害の発生又は緊急用務により、その使用の必要が認められる場合 （２）　公用車が修繕、定期点検整備又は他に使用されていること等により使用できないため、その使用の必要が認められる場合 （３）　公用車が配備されていない出先機関にあって、他に方法がなく、その使用の必要が認められる場合 （４）　その他公務の円滑な執行に資するため、その使用の必要が認められる場合 ２　所属長は、次のいずれかに該当すると認めた場合には、前項の承認をすることができない。 （１）　使用する私用車が、公務に使用する車両として登録されていない場合 （２）　公務に使用する私用車について、保険金額8,000万円以上の対人賠償保険及び保険金額200万円以上の対物保険（以下「任意保険」という。）に加入していない場合 （３）　その他所属長が、使用させないことが適当であると認めた場合 （私用車の登録） 第３条の２　私用車を公務のために使用しようとする職員は、あらかじめ公務に使用する車両登録届により登録しなければならない。 （承認の手続） 第４条　職員が、私用車を公務に使用しようとする場合は、あらかじめ旅行命令簿等により所属長の承認を受けなければならない。
江　南　市	江南市職員の私用車の公用利用に関する要綱 （承認の基準） 第３条　決裁権者は、次のいずれかに該当する場合には、職員が私用車を公用利用することを承認することができる。 （１）災害の発生又は緊急を要する公務で、自課管理の公用車及び他課管理の公用車の借用等の手配をするも、なお公用車利用が困難な場合 （２）身体障害者が利用する場合で、公用車を利用することが不適当な場合 （３）前２号に掲げる場合のほか、公用車の借用等の手配をすることが著しく困難であり、公務の円滑な執行に資するため必要と認められる場合 ２　決裁権者は、次のいずれかに該当した場合は、前項に掲げる承認をすることができない。 （１）利用する私用車が、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）に基づく点検又は検査を受けていない場合 （２）運転する職員が、利用する私用車について保険金額無制限の対人賠償保険及び保険金額１，０００万円以上の対物賠償保険（以下「任意保険」という。）に加入していない場合 （３）運転する職員が、運転免許取得後、運転経験が１年を経過していない場合 （４）運転する職員が、交通事故を起こし又は交通法規に違反して、刑罰に処せられ、又は免許の停止処分（交通反則制度に係るものを除く。）を受け、その科せられた日又は受けた日から１年を経過していない場合 （５）その他使用させないことが適当と認める場合 （損害賠償） 第８条　私用車を公用利用することの承認を受けた職員が、公用利用中に私用車により、他人の生命若しくは身体又は財物に損害を与えた場合における損害賠償については、当該職員が加入する自動車損害賠償責任保険及び任意保険により損害を賠償する。ただし、損害賠償額が当該保険金額を超える場合は、職員に故意又は重大な過失がある場合を除き、その超える額について市が負担する。
小　牧　市	私用車の公務利用に関する取扱要綱（別添のとおり）
稲　沢　市	私用車の公用利用に関する要綱
新　城　市	新城市職員の自家用自動車の公務使用に関する規程
東　海　市	別添のとおり

議題１　私用車の公務使用許可について（刈谷市提出）

市名	回答 （１）私用車の公務使用許可についての規定等
大　府　市	第２条　この規程において「職員」とは、大府市有自動車運行管理に関する規程（昭和49年大府市訓令第11号）第５条第１項第１号又は第２号に規定する者のうち、次に掲げる職員をいう。 （１）　公民館の職員（２）　いきいきプラザの職員（３）　保育園の職員（４）　児童センターの職員 （５）　児童老人福祉センターの職員（６）　小中学校の職員（７）　保健センターの職員 （８）　ふれ愛サポートセンターの職員（９）　放課後クラブの職員(10)　防災学習センターの職員 (11)　その他市長が特に必要と認めた職員 第４条　所属長は、前条第１項の規定による許可の申請があったときは、その内容が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときに限り、同項の許可をすることができる。 （１）　運転免許証取得後１年以上の運転経験があること。 （２）　他の交通機関又は他の交通手段を用いた場合においては、公務の遂行が著しく遅延し、又は困難であること。 （３）　当該公務について公用車（市の所有する自動車）を使用できないこと。 （４）　自動車を使用する場合、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第48条第１項に規定する定期点検整備を行っているものを使用すること。 （５）　当該私有車の運行によって他人の生命又は身体を害したときの損害賠償について１億円以上、他人の財産に損害を与えたときの損害賠償について500万円以上の任意の自動車損害賠償責任保険契約（以下「任意保険」という。）を締結していること。
知　多　市	知多市私有自動車の公務使用に関する規定
知　立　市	職員に係る自家用車等の公務使用に関する取扱要領（別添のとおり）
尾 張 旭 市	「私用車の公務利用に関する取扱い要綱」に記載。 第６条により、職員が私用車を公務利用しようとするときは、あらかじめ公務利用私用車登録申請書を企画部長へ提出し、許可を得たうえで認めている。 【職員の要件】 私用車を公務利用できる職員は、自動車運転免許取得後運転経験1年以上の者で次に掲げる職員とする。 (1)　公用車が配属されていない出先機関の職員 (2)　私用車を利用しなければ公務の遂行に支障をきたすおそれがあると客観的に認められる事情がある職員 【私用車の要件】 公務利用できる私用車は、次に掲げる用件に適合するものでなければならない。 (1)　道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に基づく点検をし、又は検査を受けていること。 (2)　保険金額1億円以上の対人賠償保険及び保険金額500万円以上の対物賠償保険(以下「任意保険」という。)に加入している私用車であること。
高　浜　市	【高浜市職員安全運転管理規程】より (公務使用) 第27条　通勤車を公務のために使用しようとする者は、所属長及び秘書人事グループリーダーの許可を受けなければならない。
岩　倉　市	別添「私用車の公務利用に関する取扱要綱」のとおり
豊　明　市	私用車の公務使用に関する要綱 (許可の基準) 第8条　職員の所属長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録車の公務使用を許可することができる。 (1)　公用車が配属されていない出先機関にあって、他に方法がないとき。 (2)　緊急用務の処理のために登録車を使用しなければその目的が達せられないとき。 (3)　その他登録車を使用しなければ公務の遂行に支障を来すおそれがあると客観的に認められる事情があるとき。
日　進　市	日進市職員に係る自家用車の公務使用に関する取扱要領による
田　原　市	特になし
愛　西　市	愛西市職員の自家用車の公務使用に関する規程

議題１　私用車の公務使用許可について（刈谷市提出）

市名	回答 （１）私用車の公務使用許可についての規定等
清　須　市	清須市職員の所有する自家用車を公用車として運行する場合の管理規程 第３条　自家用車の公用使用をするときは、次の各号に掲げる条件を備えなければならない。 （１）　通勤等日常において専ら自ら使用している車両であること。 （２）　普通乗用車又は軽自動車であること。 （３）　自動車検査登録制度により、保安基準に適合している車両であること。 （４）　運転する職員の運転免許取得経過期間が２年以上であり、かつ、運転経験期間が１年以上であること。 （５）　車両の任意保険が、次に定める条件を満たしていること。 ア　対人賠償保険　無制限 イ　対物賠償保険　１千万円以上
北名古屋市	なし
弥　富　市	弥富市職員の自家用車の公務使用に関する規程
みよし市	(私用車の使用) 第14条　所属長は、次の各号のいずれかに該当するときは、公務のために私用車の使用を認めることができる。 (1)　公用車が配備されていない又はその利用が困難な施設等にあって、公務の円滑な執行をするためにやむを得ないと認められる場合 (2)　災害その他の緊急用務の処理のために私用車を使用しなければその目的を達することができないおそれがある場合 (3)　その他私用車を使用しなければ公務の遂行に支障をきたすおそれがあると客観的に認められる事情がある場合 2　公務のために私用車を使用しようとする者は、私用車公務使用伺(様式第1号)を所属長に提出し、使用する私用車の車両名、使用月日等の承認を受けなければならない。 (公務のために使用する私用車の要件) 第15条　前条第2項の規定により公務のために使用する私用車は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。 (1)　自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号。以下「自賠法」という。)第5条の規定に基づき、自動車損害賠償責任保険の契約がなされているもの (2)　前号に掲げるもののほか、対人的損害及び対物的損害に係る賠償責任に関し、公用車と同等以上の損害保険契約がなされているもの 第16条　運転者は、公用車の運行にあたって事故が発生した場合は、関係法令の規定に従って適切な処置をとると共に直ちに所属長及び安全運転管理者に報告し、その指示を受けなければならない。 2　安全運転管理者は、前項の報告を受けたときは、運転者、車両管理者その他の関係者に対して必要な指示を行い、又はこれらの者と協議を行い、必要な対策を講じなければならない。 3　運転者は、事故後、速やかに公用車事故報告書(様式第2号)を安全運転管理者に提出しなければならない。 4　安全運転管理者は、重大な事故においては、事故報告書を添えてみよし市公用車事故審査委員会に付議しなければならない。 (損害の賠償等) 第17条　公務のための運行にあたって事故が発生し公用車を損傷し、又は第三者に損害を与えた場合は、自賠法及び民法(明治29年法律第89号)の定めるところにより市がその責任を負う。ただし、損害賠償金の支払を要する場合で保険契約によって保険金を請求することができるときは、市はその権利を行使するものとする。 2　公務使用中の私用車によって第三者に損害を与えた場合は、第14条で承認を受けた者が加入する自動車損害賠償責任保険及び任意保険により損害を賠償する。ただし、損害賠償額が当該保険金額を超える場合は、当該運転者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その超える額について市が負担する。 3　公務使用中の私用車の車両が損害を受けた場合は、市は、その損害を補償する。ただし、当該運転者に故意又は重大な過失がある場合は、この限りでない。 (公用車に関する規定の準用) 第18条　第14条から前条までに規定するもののほか、公務のために私用車を使用した場合の安全運行については、公用車の場合に係る相当規定を準用する。
あ　ま　市	所属長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員が自家用車を公務に使用すること及び当該自家用車に同乗することを承認することができる。 （1）　災害の発生又は緊急用務により、その使用の必要が認められる場合 （2）　公用車が修繕、定期点検整備等により使用できないため、その使用の必要が認められる場合 （3）　その他公務の円滑な執行に資するため、その使用の必要が認められる場合
長久手市	長久手市職員の自家用車の公務使用に関する取扱要綱（別紙のとおり）